

## 宅地造成等による事業概要報告書の取扱について

土砂条例の許可（小規模特定事業等）の対象となるか否かの判断をするため、事業実施前に「宅地造成等による事業概要報告書」を提出してもらい行政指導の参考資料とします。

### ・記載要領

#### 1 申請者

申請者は、基本的には土地の所有者であり、実質的に土砂の埋立てを実施する者を記載すること。

#### 2 造成事業者

申請者が直接造成を行わず建設業者等に造成を委託する場合は、申請者とは別に造成事業者を記載すること。

#### 3 事業場位置

埋立てを行う全ての所在地番を記載すること。この欄に書ききれない時は、別紙を利用すること。

#### 4 総面積

事業を行う全ての区域を含んだ面積であり、事業場位置で記載した地番の登記簿面積の合計を記載すること。

#### 5 土砂等搬入面積

事業区域以外から土砂等を搬入して、実際に埋立てを行う区域の面積を記載すること。

#### 6 非搬入面積

土砂条例の対象外となる埋立ての面積について記載すること。

##### i 道路面積

路床部分に搬入土砂等を使用せずに道路を造成する場合の面積を記載すること。

##### ii 切土面積

造成するうえで、切土や掘削等を行う面積を記載すること。

##### iii 事業場内発生土による盛土面積

事業場内の切土や掘削等により発生した土砂で埋立てを行う面積を記載すること。

##### iv その他面積

土砂条例で適用除外とされる採石や砂利等を使用した埋立てや公共事業による埋立てを行う面積を記載すること。